

入札説明書・要求水準書・落札者決定基準・事業契約書(案)の修正(新旧対照表)

令和元年10月17日付「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業」の入札説明書・要求水準書・落札者決定基準・事業契約書(案)を次のとおり修正する。

○入札説明書

頁	項目名	修正前(10月17日)	修正後(11月26日)
5	2(7)イ 附帯施設	駐車場:86台 駐輪場:86台(バイク置き場も兼ねるものとし、 <u>ピロティ</u> 形式とする)程度	駐車場:86台 駐輪場:86台(バイク置き場も兼ねるものとし、 <u>台風による強風や雨の吹込みに配慮し、屋内又はシャッター等で閉鎖可能なピロティ</u> 等とする)程度
6	2(7)ロ 敷地面積	約9,950m ²	約9,171.90m ²
17	4(3)ハ(ロ)①(注)	(注)支払利息相当額の算定方法 支払利息相当額は、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価の額から支払利息相当額を控除した金額について分割払いとし、令和3年度から11年間にわたって支払うことを前提とする支払金利により算定した額とする。 支払金利は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とする。 基準金利は、午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T. S. R.)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。 なお、支払金利は令和2年6月1日(なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)時点での見直しを想定していることから、入札時には、 <u>令和2年1月6日</u> (なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)に公表される基準金利に基づいた調達金利を使用して算定すること。	(注)支払利息相当額の算定方法 支払利息相当額は、公務員宿舎の設計及び建設等に係る対価の額から支払利息相当額を控除した金額について分割払いとし、令和3年度から11年間にわたって支払うことを前提とする支払金利により算定した額とする。 支払金利は、基準金利と入札参加者の提案によるスプレッドの合計とする。 基準金利は、午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T. S. R.)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。 なお、支払金利は令和2年6月1日(なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)時点での見直しを想定していることから、入札時には、 <u>令和元年12月20日</u> (なお、当日閉庁日の場合はその直前の閉庁日でない日とする。)に公表される基準金利に基づいた調達金利を使用して算定すること。

○要求水準書

頁	項目名	修正前(10月17日)	修正後(11月26日)
9	7(1)敷地面積	約9,950㎡	約9,171.90㎡
11	1(2)リ(ロ)	バイク置き場も兼ねるものとし、ピロティ形式とする	バイク置き場も兼ねるものとし、台風による強風や雨の吹込みに配慮し、屋内又はシャッター等で閉鎖可能なピロティ等とする
27	2(2)ロ(ハ)	下水道料金の徴収	削除
27	2(2)ハ	各戸に設置したメーターを検針し、居住者の下水道料金の徴収を行う。諸届の処理	ハ 諸届の処理

○落札者決定基準

頁	項目名	修正前(10月17日)	修正後(11月26日)
7	4(2) 表 基礎審査項目と 評価基準 施設整備計画に係 る事項 施設計画 駐輪場	駐輪台数は86台が確保されていること。バイク置場も兼ねるものとし、ピロティ形式とする。	駐輪台数は86台が確保されていること。バイク置場も兼ねるものとし、台風による強風や雨の吹込みに配慮し、屋内又はシャッター等で閉鎖可能なピロティ等とする。

○事業契約書(案)

頁	項目名	修正前(10月17日)	修正後(11月26日)
50	2(1)	設計及び建設等に係る対価(元本は金[]円。)のうち、支払利息相当額について、令和2年7月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)に事業期間中の基準金利の見直しを行う。 本契約締結時における基準金利は、令和元年10月1日に公表される基準金利に基づいた調達金利を用いて算定されたものである。	設計及び建設等に係る対価(元本は金[]円。)のうち、支払利息相当額について、令和2年6月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)に事業期間中の基準金利の見直しを行う。 本契約締結時における基準金利は、令和元年12月20日に公表される基準金利に基づいた調達金利を用いて算定されたものである。
50	2(2)イ	改定する基準金利は、令和2年7月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。	改定する基準金利は、令和2年6月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。
50	2(2)ロ	設計及び建設等に係る対価(元本は金[]円。)のうち、支払利息相当額について、本契約締結時の基準金利部分を令和2年7月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)現在の基準金利に置き換え、落札者の提案によるスプレッド([]%)を合計した金利を用いて支払利息相当額を再計算する。	設計及び建設等に係る対価(元本は金[]円。)のうち、支払利息相当額について、本契約締結時の基準金利部分を令和2年6月1日(当日が閉庁日の場合は、その直前の閉庁日でない日とする。)現在の基準金利に置き換え、落札者の提案によるスプレッド([]%)を合計した金利を用いて支払利息相当額を再計算する。